

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

**茨城県
消費生活緊急情報**
「屋根瓦がずれている」
家庭訪問業者には
要意注意！

突然、自宅に「屋根瓦がずれている。放置すると大変なことになる。」と業者が訪問して、必要な工事なのか確認せずに契約をしてしまったという相談が寄せられています。「近所の知り合いだ。」と言って安心させようとして契約を結ばせて作業にとりかかり、工事代金の支払いを急がせる事例も見受けられます。「瓦がずれて雨漏りがする。」等の説明が事実でない場合もあります。その場では契約せず、相手の言うことが事実か、必要な工

事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。工事を依頼する際は複数業者から見積もりを取ることも大切です。一度お金を支払うと、返金が難しくなる場合もあります。訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできる場合がありますので、困った時は速やかに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

(茨城県消費生活緊急情報より抜粋)



話題の出来事を悪用！ iPS細胞をかたる 詐欺的勧誘に注意

証券会社から「iPS細胞を手掛けるA社の株を買う権利に当選した」と電話があったが、断った。すぐにA社から「1千万円分の株の購入ありがとうございます」と電話が入ったので「買っていい」と言う。「すでに名義を貸したことになる。購入されている。権利証を送る」と言われた。再度断ったところ、数日後にA社から「解約

には250万円かかる。立て替えてくれればあとで返金する」と言われたため「返金されるなら」と宅配便で現金を送った。
(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】

事例の他にもSTAP細胞、東京オリピックや企業の個人情報漏えい等、話題性のあるニュースや事件に便乗した詐欺的勧誘が多く報告されています。「代わりに買ってくれます。代わりにお金を払う」と高値で買い取る「名義を貸してくれたら謝礼を払う」等と持ちかける場合もあります。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

少しでも不安を感じたら、お金を払う前に消費生活センター等にご相談ください。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

ペダルなし二輪遊具 坂道では使用しないで

【事例1】

ペダルなし二輪遊具で坂道を下っていたところ、転倒し顔面を打撲した。
(当事者：2歳男児)

【事例2】

坂道でペダルなし二輪遊具に乗っていて、止まらなくて壁に激突した。鼻と唇が腫れ、擦り傷もある。
(当事者：4歳男児)

【事例3】

ペダルなし二輪遊具に乗っていて、下り坂で転倒。いつもよりスピードが出てしまい、前方にスライディングするように落ちた。額に深い傷を負い、左頬が腫れた。
(当事者：3歳女児)

【ひとこと助言】

「ペダルなし二輪遊具」は、自転車に乗る前にバランス感覚を養う幼児用遊具です。地面を蹴って走行し、足を使って減速するためブレーキがないものが主流です。特に坂道では短い距離でも思わぬスピードが出て重大な事故になることがあるので絶対に使用してはいけません。使用する際は必ず大人が立ち会い、子どもから目を離さないようにしましょう。
取扱説明書をよく読み、「ヘルメットを着用する」「坂道や公道等禁止されている場

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。
都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



所では乗らない」等の注意事項を厳守することが大切です。
(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)